平成２４年（フ）第１３６号
福島県本宮市本宮字栄田66番地の３
債務者　株式会社タチカワ
代表者代表取締役　伊藤　清春
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　金一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４７６３号
大阪府交野市藤が尾２丁目13番４号
債務者　雨森　博史
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　延澤　信博
４　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８号
香川県高松市木太町2718番地８
債務者　山内　和夫
１　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白井　一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５１４号
福岡市早良区荒江３丁目８番１―302号
債務者　黒岩美代子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南谷　博子
４　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７９号
仙台市青葉区川平４丁目３番５号
債務者　千葉　恒孝
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
４　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
岡山県玉野市八浜町大崎2224番地
債務者　齊藤　訓夫
１　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　　徹
４　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
福島市笹木野字大金谷18番地
債務者　菅野　　博
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤井　　功
４　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
福島県本宮市糠沢字光が丘３番地46
債務者　伊藤　清春
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　金一
４　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０９２号
京都市伏見区下鳥羽但馬町164　株式会社大都測量設計事務所内、住民票上の住所神戸市西区岩岡町野中268番地の３
債務者　山浦　弘二
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　美穂
４　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
松江市手角町７番地
債務者　田邊　吉晴
１　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大國　暢子
４　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
群馬県高崎市大橋町12番地７
債務者　矢内　敏明
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室賀　康志
４　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３１３号
北海道旭川市末広６条６丁目５番20号
債務者　奥山　瀧男
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　和正
４　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９０号
金沢市長坂２丁目16番５号　ＭＯＧＡ－Ｉ号、従前の住所金沢市野田町４街区18番地
債務者　濱岡　　集（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　雅代
４　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４３号
名古屋市港区品川町２丁目44番地　レジデンス品川１－Ａ号
債務者　東坊　　修
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
４　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９１号
富山市中島２丁目１番11号
債務者　川﨑　麻美
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大坪　直人
４　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
富山地方裁判所民事部